

ふれあい補償Q&A

目次	
1.保険概要について	……Q1～Q4
2.事故後の手続きについて	……Q5～Q9
3.対象となる活動や事故について	……Q10～Q24
4.対象となる事故について	……Q25～Q31 (地域社会活動、青少年健全育成活動)
5.対象となる事故について	……Q32～Q33 (市民活動、社会福祉などの活動)

1.保険概要について

Q1	対象となる活動を教えてください。
A1	3人以上のグループで広く市民のためになる公益的な活動中の事故が対象です。以下の3つの活動に分かれます。 ①町内会活動及び子ども会活動 ②公共性があり、かつ、計画的、継続的な活動 ・市民活動センターまたは社会福祉協議会のボランティアセンターに登録がある団体 ・NPO法人 ・その他の市民団体 ③安城市主催行事への参加
Q2	市が主催するイベントに市民ボランティアとして参加してケガをした場合、補償の対象となりますか。
A2	対象になります。事業の担当課にご連絡ください。 ※ただし有償ボランティアの場合は対象とならない場合があります。
Q3	ふれあい補償があるので、他の保険は入らなくていいですか。
A3	公共性のある活動のみ補償の対象となるため、活動のすべてが補償されるわけではありません。また補償内容は必要最低限（通院1,000円/日、入院2,000円/日・手術加算なし）となっており、宗教活動や危険な活動など補償対象にならない場合もあります。必要に応じて各団体で他の保険に加入をご検討してください。
Q4	他に保険契約している場合でも、ふれあい補償は対象になりますか？
A4	【傷害補償】対象となります。 【賠償責任補償】他に保険契約している場合は、市民協働課へお申し出ください。

2.事故後の手続きについて

Q5	事前に申し込みは必要ですか。
A5	必要ありません。 事故のあった際は、参加者名簿、行事予定表、規約（市民団体）等をご提出いただきますので、日頃から備えておくようにしてください。 ※団体によっては一部省略できる書類があります。
Q6	「事故報告書」、「保険請求書」はどこで入手できますか。
A6	「 事故報告書 」の入手方法 ①市ホームページの「ふれあい補償制度」のページからダウンロード ②市民協働課（市役所本庁3階）で配布 「 保険請求書 」は「事故報告書」提出時にお渡しします。
Q7	「事故報告書」の提出方法を教えてください。
A7	市民協働課へ持参（代理の方による提出も可能です）
Q8	「事故報告書」はいつまでに提出すればいいですか。
A8	事故日から2週間以内にご提出ください。 提出が遅れたことにより、事実関係や事故当時のケガの症状の確認ができない場合は、補償の対象外です。
Q9	誤った内容の請求をしていました。
A9	<u>直ちに訂正をお願いします。</u> 内容次第では保険金詐欺の疑いをかけられ、刑事告発される恐れがあります。

3.対象となる活動や事故について（一般的事項）

Q10	活動に参加しない見学者や乳幼児が事故にあった場合は補償の対象になりますか。
A10	【 傷害補償 】 観覧・応援・見学をしている人、施設を利用しているだけの人、参加を把握していない人、乳幼児など自発的参加の意思がない人は参加者とみなさないため、傷害補償の対象外です。託児も対象外となります。 【 賠償責任補償 】 活動を主催する団体の過失により、見学者などに損害を与えた場合は賠償責任補償の対象となる可能性があります。

Q11	自宅と活動場所の行き帰りの途中の事故は補償の対象になりますか。
A11	対象外です。 ただし無償のボランティアスタッフは対象となります。（自動車等による交通事故は対象外）
Q12	賠償責任補償について自己負担（免責）はありますか。
A12	自己負担額（免責）として1事故につき1,000円の負担が必要です。 (例)1万円の賠償金の場合10,000-1000=9,000円(振込額)
Q13	被害者から個人に対して賠償請求された場合はどうしたらいいですか。
A13	活動を主催する団体に法律上の賠償責任（過失）がなく、個人に賠償責任がある場合は賠償責任補償の対象外です。 ※賠償責任補償の適用は、主催者団体に法律上の賠償責任（過失）がある場合に限られます。
Q14	市外に住んでいる人が安城市で活動する場合は補償の対象になりますか。
A14	傷害補償の対象になります。
Q15	スポーツ団体は補償の対象になりますか。
A15	本補償は青少年健全育成活動又は地域活動などを目的として行われる危険度の低いスポーツを対象としています。町内会が主催する運動会や子ども会のソフトボール、フットベースボール等は対象になります。 しかしスポーツの競技を主な目的として組織された体育協会、スポーツ少年団の加盟団体が行うスポーツ事故は対象外です。
Q16	神社やお寺の掃除は保険の対象となりますか。
A16	対象外です。 神社やお寺は、宗教活動とみなされるため対象外です。（政治、企業活動も対象外となります。） ※ただし町内会行事や子ども会行事の活動である場合は対象となります。
Q17	活動中に自動車ではねたり、物にぶつかり壊してしまった場合や、車にはねられた場合は、賠償責任補償の対象になりますか。
A17	対象外です。 自動車等による損害賠償事故は自動車保険等で対応してください。車にはねられるなどのケガをした場合は、はねた相手の過失になるため、対象外です。
Q18	活動中に脳梗塞や心筋梗塞、急性心不全が起きたときは傷害補償の対象になりますか。
A18	上記のような疾患や心神喪失は対象外です。
Q19	くつずれ・しもやけ・日焼け・疲労骨折は傷害補償の対象となりますか。
A19	対象外です。

Q20	日射病や熱射病を発症した場合は傷害補償の対象となりますか。
A20	傷害補償の対象になります。ただし、あきらかに対策等がなく故意とみなされる場合などは対象となりません。その時の状況によって保険会社の判断となります。
Q21	活動が原因で食中毒になりました。傷害補償の対象になりますか。
A21	対象外です。 ただし参加者から賠償請求された場合は賠償責任補償の対象となります。
Q22	活動中にスズメバチに刺されました。傷害補償の対象になりますか。
A22	傷害補償の対象になります。ムカデ、毛虫等の虫刺されも対象になります。 ※ただし巣の駆除を業者に頼むべき作業をご自身で行った結果、事故にあった場合は傷害補償の対象外になることがあります。 ※虫に刺された結果、後日ウィルス性の病気にかかった場合は傷害補償の対象外です。
Q23	活動中に犬に噛まれてケガをしました。傷害補償の対象になりますか。
A23	傷害補償の対象になります。 ※ただし自身の犬に噛まれた場合や、動物が原因による賠償責任補償は対象外です。 また破傷風の予防接種は補償されません。（予防接種はケガの治療ではないので対象外）
Q24	接骨院での治療は対象になりますか。
A24	対象外です。 医師の治療のみ対象になります。接骨院・整骨院等での治療は対象外です。

4.対象となる事故について(地域社会活動・青少年健全育成活動)

Q25	子ども会ソフトボール活動中にボールが顔面にあたり、永久歯が折れた。傷害補償の対象になりますか。
A25	傷害補償の対象になります。 ※ただし高額な歯の整形は対象外です。
Q26	子ども会のソフトボール活動中、打ったボールが指導者の自動車に当たり、窓ガラスを割った場合、賠償責任補償の対象になりますか。
A26	対象外です。 団体内の事故のため、被害者の自動車に事故の予見可能性または結果回避義務が生じていること等により対象外になります。 ※ただし、団体関係者以外の自動車については対象となる場合があります。
Q27	町内会主催の夏祭りの最中にテントが倒れ、参加者にケガをさせた場合、賠償責任補償の対象になりますか。
A27	主催する団体が防止策を怠った等の過失があり、それによって参加者にケガをさせた場合は賠償責任補償の対象となります。

Q28	町内会の清掃活動で草刈り機を使っていたところ、はねた石が他人の家の窓に当たりガラスを割った場合、賠償責任補償の対象になりますか。
A28	活動を主催する団体に過失があり事故が起こった場合、賠償責任補償の対象になります。
Q29	町内会や老人クラブで定期的実施するグラウンドゴルフや卓球クラブの活動は対象になりますか。
A29	対象外です。 親睦や技能向上等を目的として行う活動は、公益性のある市民活動と判断されない所以对象外です。 ただし、運営のボランティアスタッフは対象となります。
Q30	町内会や活動団体等の研修旅行は傷害補償の対象になりますか。
A30	対象外です。 公益性のある市民活動と判断されない所以对象外です。
Q31	スクールガードの活動中のケガは、傷害補償の対象になりますか。
A31	対象外です。 スクールガードは学校管理下の活動となるため、補償の対象外です。所属している学校へお問合せください。

5.対象となる事故について（市民活動、社会福祉などの活動）

Q32	報酬等をもって活動していますが、補償の対象になりますか。
A32	対象外です。 労働の対価としての支払いやサービスの対価を受けとる活動は補償の対象外です。 ※受け取ったお金が実費弁済であり、交通費や食事代等の内訳が確認できれば保険の対象になります。
Q33	高齢者移動支援サービス事業のボランティアスタッフ（ドライバー）や、サービスを利用する高齢者のケガは補償の対象になりますか。
A33	ボランティアドライバーの傷害・賠償責任補償は対象になります。 ただし、自動車運転中の事故はふれあい補償の対象外です。活動中の自動車等による損害賠償事故は自動車保険等に対応してください。 また、サービス利用者（高齢者）の傷害は原則として対象外です。